

PCTの利点と活用

第3回

2024年11月28日

WIPO・PCTコンサルタント
明治大学客員教授・弁理士
浅見 節子

第1回(11月13日)

PCTの概要とメリット

第2回(11月21日)

国際出願と国際調査

第3回(11月28日)

PCTのその後の手続

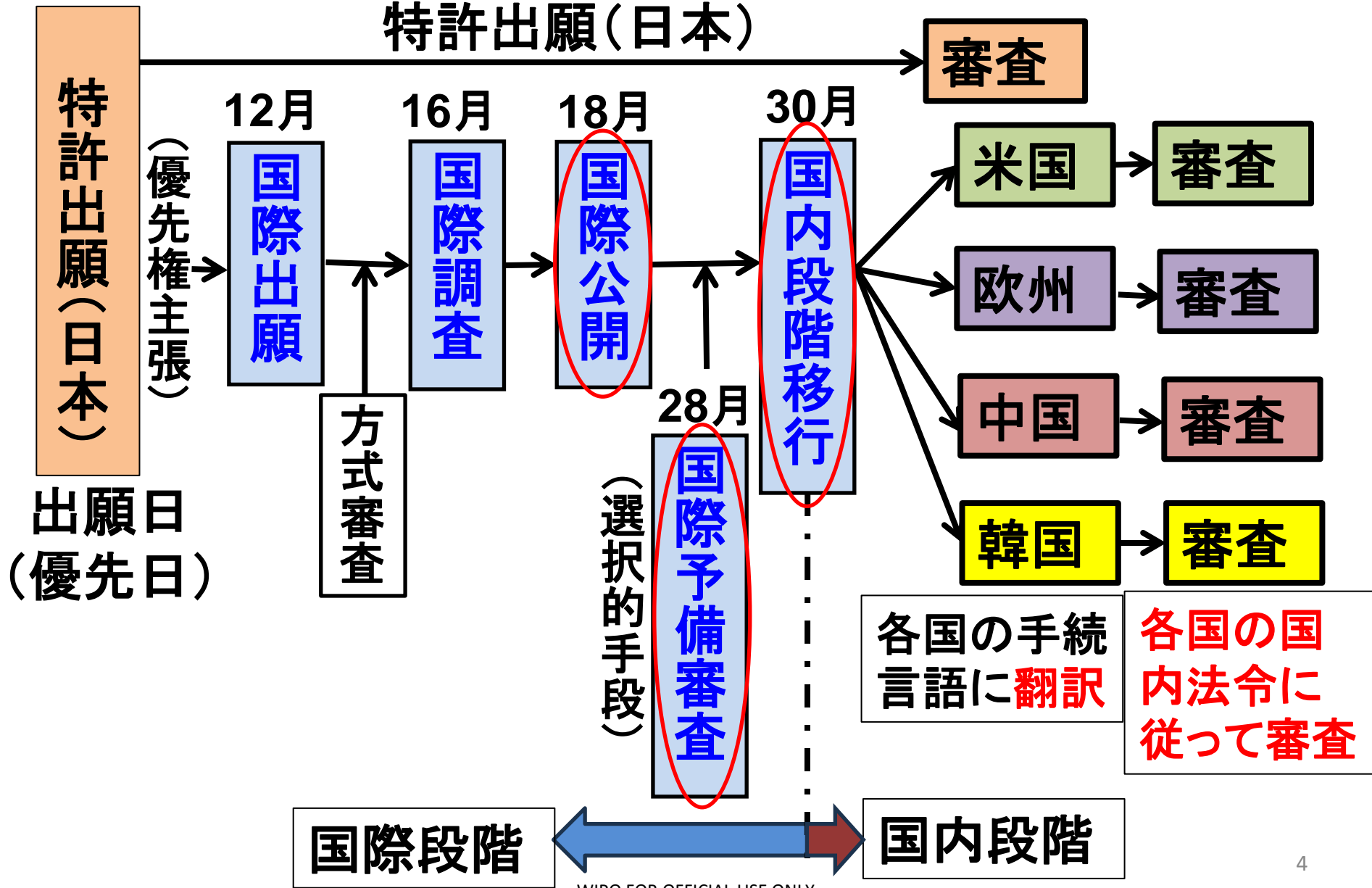
第3回

PCTのその後の手続

1. 国際公開
2. 国際予備審査
3. 国内段階移行
4. 広域特許条約

国際出願の手続の流れ

特許出願(日本)



1. 国際公開

国際公開(1)

○国際出願は、優先日から18月経過後速やかに国際事務局によって電子形式で国際公開される。

○国際出願の書誌事項を記載したフロントページ・明細書・請求の範囲・図面、及び国際調査報告(ISR)が含まれる。19条補正があれば、これも国際公開される。

○見解書(WO/ISA)は国際公開の書類には含まれないが、国際出願が国際公開された日からPATENTSCOPEに掲載される。

○国際公開は10の国際公開の言語の1つで公開され、国際出願が日本語又は英語で作成されていれば、国際出願はそのまま公開される。

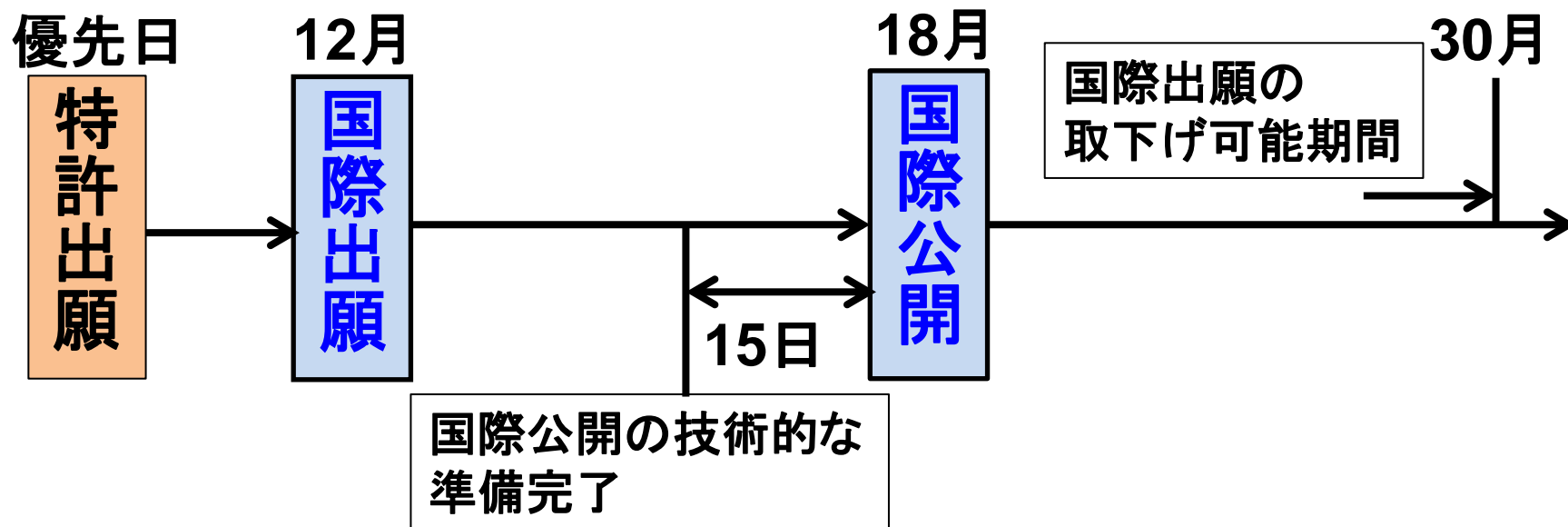
- * PATENTSCOPE は、WIPOが提供する特許データベース
 - ・国際出願の関連書類や国内段階移行の情報も掲載
 - ・日本語で検索可能

1. 国際公開

国際公開(2)

<国際公開の時期>

国際出願が国際公開されるのは、通常はその国際出願の優先日から18月経過後の最初の木曜日。



国際公開の技術的な準備は国際公開日の15日前に完了する。
出願人は、国際公開の技術的な準備が完了する前に、国際事務局に国際出願の取下げを通告すれば、特許取得の可能性がない国際出願の公開を回避することができる。

1. 国際公開

国際公開のフロントページ

(12)特許協力条約に基づいて公開された国際出願

(19) 世界知的所有権機関
国際事務局

(43) 国際公開日
2023年5月18日(18.05.2023)



(10) 国際公開番号
WO 2023/1234XX A1

(51) 国際特許分類:
G01F1/00 (2006.01) G01F3/33 (2006.01)

(21) 国際出願番号: **PCT/JP2022/456XX**
(22) 国際出願日: **2022年11月15日(18.11.2022)**
(25) 国際出願の言語: 日本語
(26) 国際公開の言語: 日本語
(30) 優先権データ:
特願 2021-2345XX 2021年11月15日
(15.11.2021) JP

(71) 出願人: 東京製作所株式会社
(TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION)
[JP/JP]; 〒1000018 東京都千代田区霞が関
四丁目3番1号 Tokyo (JP)

(72) 発明者: 川崎令子(KAWASAKI Reiko);
〒1000018 東京都千代田区霞が関四丁目3番
1号東京製作所株式会社内 Tokyo (JP)

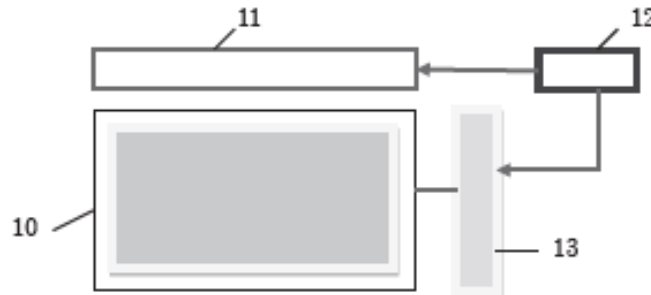
(74) 代理人: 鎌倉 舞 (KAMAKURA Mai);
〒1080001 東京都港区虎ノ門六丁目3番4
号 虎ノ門ビル Tokyo (JP)

(81) 指定国(表示のない限り、全ての種類の国内保護が可能):
AE,AG,AL,AM,AO,AT,AU,AZ,BA,BB,BG,BH,BR,BW,BY,BZ,CA,CH,CO,CR,CU,CV,CZ,DE,DK,DM,DO,DZ,EE,EG,ES,FI,GB,GD,GE,GH,GM,GT,HN,HR,HU,ID,IL,IN,IQ,IS,JP,KE,KG,KM,KN,KP,KR,KZ,LA,LC,LK,LR,LS,LT,LU,LY,MA,MD,ME,MG,MK,MN,MW,MX,MY,MZ,NA,NG,NI,NO,NZ,OM,PG,PH,PK,PL,PT,RO,RS,RU,SC,SD,SE,SG,SM,SV,SY,TJ,TM,TN,TR,TT,TZ,UA,US,UZ,VC,VN,ZA,ZM,ZW.

(84) 指定国(表示のない限り、全ての種類の広域保護が可能):
ARIPO(BW,CV,GH,GM,KE,LR,LS,MW,MZ,NA,RW,SC,SD,SL,ST,SZ,TZ,UG,ZM,ZW), ユーラシア
[続業者]

(54) Title: LIQUID CRYSTAL DISPLAY DEVICE

(54) 発明の名称: 液晶表示装置



2. 国際予備審査

国際予備審査(1)

<国際予備審査とは>

出願人の希望によって行われる**選択的手段**

請求項に係る発明が、

- ① 新規性
- ② 進歩性
- ③ 産業上の利用可能性

を有するかどうか、**予備的かつ拘束力のない見解**を示すことを目的とする。

2. 国際予備審査

国際予備審査(2)

<国際予備審査の請求>

○請求期間

国際調査報告・見解書(WO/ISA)の送付の日から3月、又は優先日から22月のうち、いずれか遅い期間内

○日本の国民又は居住者の管轄国際予備審査機関

日本特許庁、欧州特許庁、シンガポール特許庁が国際調査機関であった場合には、当該国際調査機関が国際予備審査機関となる。

インド特許庁は、国際調査を行っていない場合でも、国際予備審査機関として選択できる。

⇒日本語の国際出願の場合には、日本特許庁が国際調査、国際予備審査を行う。

2. 国際予備審査

国際予備審査(3)

<国際予備審査機関の見解書>

国際予備審査機関は、各請求項に係る発明が新規性・進歩性・産業上の利用可能性を有していない場合、又はその他の要件を満たしていない場合、少なくとも1回、国際予備審査機関の見解書を作成する(見解書(WO/IPEA*))。

ただし、国際予備審査を請求すると、既に作成されている国際調査機関の見解書(WO/ISA)が国際予備審査機関の見解書(WO/IPEA)とみなされる。←新たに作成されない。

<34条補正と答弁書>

WO/ISAに否定的見解が含まれているときには、国際予備審査の請求と同時に補正書(34条補正)や答弁書を提出することが重要。34条補正では、請求の範囲だけでなく明細書及び図面についても補正をすることができる。

*国際予備審査機関の見解書(WO/IPEA):

Written Opinion of the International Preliminary Examining Authority

2. 国際予備審査

国際予備審査(4)

<国際予備審査報告>

国際予備審査機関は、出願人の提出した答弁書や補正書を考慮して、新規性・進歩性・産業上の利用可能性についての詳細な見解を記述した**国際予備審査報告(IPER)**を作成する。

⇒**国際調査機関の見解書(WO/ISA)**で否定的な見解が示されていても、答弁書や補正書を提出することにより、肯定的な見解を得ることができる。

* **国際予備審査の期間中に、審査官に面接や電話をすることも可能。**

<作成期間>

優先日から28月、又は
国際予備審査の開始から6月のうち、
いずれか遅く満了する期間内。

<作成件数> 欧州:4,951、日本:1,412、米国:520、オーストラリア:446、中国:254、カナダ:154、韓国:114 (2023年)

2. 国際予備審査

国際予備審査報告

特許性に関する国際予備報告	国際出願番号	PCT/JP2022/123XX
第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての法第12条（PCT35条(2)）に定める見解、それを裏付ける文献及び説明		
1. 見解		
新規性（N）	請求項 1-10 請求項 _____	有 無
進歩性（I S）	請求項 1-10 請求項 _____	有 無
産業上の利用可能性（I A）	請求項 1-10 請求項 _____	有 無
2. 文献及び説明（PCT規則70.7）		
文献1: JP 2020-2345XX A (〇〇電子株式会社) 2020.10.15, 請求項1, 段落【0010】-【0015】、図7		
文献2: WO/2019/1234XX A1 (△△電気株式会社) 2019.05.23, 段落【0005】-【0010】、図1-図3		
請求項 1-10		
請求項 1-10 に係る発明は、国際調査報告に引用されたいずれの文献にも記載されておらず、当業者にとって自明なものでもない。		

2. 国際予備審査

国際予備審査手数料 (2024年11月1日時点)

<日本特許庁>

取扱手数料	-----	35,700円
予備審査手数料(日本語)	-----	34,000円
(英語)	-----	69,000円

* 日本語国際出願の場合、合計**69,700円**となる。

* 日本語による国際出願の場合、出願人が

・**中小企業・大学**の場合は、**1/2**

・**小規模企業・中小スタートアップ企業**の場合は、**1/3**
に減額される。

3. 国内段階移行

国内段階移行(1)

○特許の付与は国内段階で行われる

PCTは国際段階と国内段階からなり、国際段階において国際出願、国際調査、国際公開及び国際予備審査が行われるが、この段階で特許が付与されることはない。

特許を付与する権限を有するのは国内官庁、及び広域官庁であり、国内段階において実体審査を経て特許の付与が行われる。

○国内段階移行の判断

出願人は国際調査報告及び国際調査機関の見解書(WO/ISA)の内容を検討し、国際出願に係る発明が特許取得可能性を有すると判断すれば、指定官庁に対して国内段階に移行する手続を行う。

* 国際予備審査を請求した場合には、国際予備審査報告も検討する。

○国内段階に移行しなかった指定国における効果の消滅

出願人は、特許を取得したい指定国に対して移行する手続をする。

出願人が移行する手続をしなかった指定国において、その国際出願は当該指定国における国内出願の取下げの効果と同一の効果をもって消滅する。

3. 国内段階移行

国内段階移行(2)

<国内段階移行期間>

出願人は、特許を取得したい国に対して優先日から30月以内に国内段階に移行する手続をする。

締約国は国内法令によって、国内段階に移行する期間を、優先日から30月の期間より遅い時に満了すると規定できる。

* 欧州、韓国、ドイツ、英国等は31月。

<国内段階移行の手続>

出願人は、国際出願等の翻訳文を作成して提出し、代理人を選任し、かつ、国内官庁に対して国内手数料を支払う。

<国内段階での補正>

出願人は、国内段階に移行した後、所定の期間内に各国内官庁において補正をすることができる。

3. 国内段階移行

国内段階移行時の補正

国内段階に移行した後、所定の期間内に請求の範囲、明細書及び図面について補正する機会が出願人に与えられる。

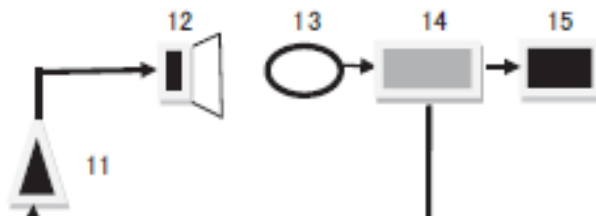
○指定国ごとに**異なった補正**とすることができる。

○各指定官庁に直接提出する。

○補正できる期間は、審査請求等の特別の請求なしに処理又は審査が開始される指定国においては、**国内段階移行手続を行ったときから1月以内**。

3. 国内段階移行

公表特許公報のフロントページ

(19)日本国特許庁(JP)	(12)公表特許公報(A)	(11)特許出願公表番号 特表 2023-5123XX (P2023-5123XXA)
(43) 公表日 令和5年2月20日(2023. 2. 20)		
(51)Int. Cl. H04N 5/60 (2006.01)	FI H04N 5/60 C H04N 5/60 102B	テーマコード(参考) 5C026
審査請求 未請求 予備審査請求 未請求 (全 28 頁)		
(21) 出願番号 (86)出願日 (85) 翻訳文提出日 (86) 国際出願番号 (87) 国際公開番号 (87) 国際公開日 (31) 優先権主張番号 (32) 優先日 (33) 優先権主張国・地域又は機関	特願 2022-5432XX (P2022-5432XX) 令和 3 年 5 月 18 日 (2021. 5. 18) 令和 4 年 11 月 17 日 (2022. 11. 17) PCT/US2021/0234XX WO2021/2345XX 令和 3 年 11 月 24 日 (2021. 11. 24) 17/012,3XX US 令和 2 年 5 月 18 日 (2020. 5. 18) 米国 (US)	(71) 出願人 5012345XX レイワ インコーポレイテッド アメリカ合衆国 98119 ワシントン州 シアトル エリオット アベニュー 123 (74) 代理人 1001234XX 弁理士 二宮 佳子 (72) 発明者 トーマス エジソン アメリカ合衆国 98119 ワシントン州 シアトル エリオット アベニュー 123 レイワ インコーポレイテッド内 最終頁に続く
(54) 【発明の名称】 音声信号処理装置		
(57) 【要約】 音声信号処理装置は、アコースティック音声信号を表す第 1 の信号を提供するオーディオプロセッサを備えている。音声プロセッサは第 2 の信号に応答して第 1 の信号を処理し、修正された音声信号を生成するように構成されている。改良された音		

外国語の国際出願を日本の国内段階に移行して翻訳文を提出すると、**公表特許公報**が発行される。

4. 広域特許条約

広域特許条約

<広域特許とは>

2以上の国において効力を有する特許を与える権限を有する政府間当局によって与えられる特許

<広域特許条約>

広域特許を与えることを定める条約

- 欧州特許 (EP) ----- 締約国 39
- ユーラシア特許 (EA) ----- 締約国 8
- ARIPO特許 (AP) ----- 締約国 20
- OAPI特許 (OA) ----- 締約国 17

(2024年11月1日時点)

PCTでは、各国に国内移行する代わりに、上記の4つの広域特許に移行することができる。(パリルートでも可能)

4. 広域特許条約

欧州特許の概要(1)

＜欧州特許条約(EPC)＞

欧州特許条約(EPC:European Patent Convention)は、欧州域内の国のみが加入できる広域特許条約で、1977年10月に発効し、PCTの国際出願の受理開始と同日の1978年6月1日に受理を開始した。

＜欧州特許＞

EPCはパリ条約19条の特別の取極の一つであり、PCT45条(1)で規定する広域特許条約。全ての自然人若しくは法人、又は法人と同等とされる全ての団体は、欧州特許出願をして欧州特許を取得することができる。

欧州特許出願をすると、出願時の全てのEPC締約国は、欧州特許を取得するために指定されたものとみなされ、付与された欧州特許は、各締約国において当該締約国で付与される国内特許と同じ権利が与えられる。

4. 広域特許条約

欧州特許の概要(2)

＜欧州特許の言語＞

欧州特許出願は、英語、フランス語及びドイツ語の1つで行わなければならない。

欧州特許を取得すると、EPC締約国において、その締約国で付与された国内特許に与えられるものと同じ権利が与えられるが、その言語が締約国の公用語でない場合、欧州特許をその締約国において有効にするため、締約国は、特許権者にその締約国の公用語による翻訳文の提出を求めることができる。

＜欧州調査報告＞

全ての欧州特許出願に対し公開前に調査が行われ、「欧州調査報告(ESR: European Search Report)」と「見解書(Opinion)」が作成される。

4. 広域特許条約

EPC締約国(39か国)



アルバニア(AL)、オーストリア(AT)、ベルギー(BE)、ブルガリア(BG)、スイス(CH)、キプロス(CY)、チェコ(CZ)、ドイツ(DE)、デンマーク(DK)、エストニア(EE)、スペイン(ES)、フィンランド(FI)、フランス(FR)、英国(GB)、*ギリシャ(GR)、クロアチア(HR)、ハンガリー(HU)、*アイルランド(IE)、アイスランド(IS)、イタリア(IT)、リヒテンシュタイン(LI)、*リトアニア(LT)、ルクセンブルク(LU)、ラトビア(LV)、モナコ(MC)、モンテネグロ(ME)、北マケドニア(MK)、マルタ(MT)、オランダ(NL)、ノルウェー(NO)、ポーランド(PL)、ポルトガル(PT)、ルーマニア(RO)、セルビア(RS)、スウェーデン(SE)、スロベニア(SI)、スロバキア(SK)、サンマリノ(SM)、トルコ(TR)

4. 広域特許条約

欧州単一効特許

＜欧州単一効特許制度＞（2023年6月1日発効）

○欧州特許は各国特許の束であるのに対し、欧州単一効特許 (Unitary Patent) は、EU (欧州連合) における単一の特許。

○欧州特許庁 (EPO) によって欧州特許を付与された特許権者は、単一効特許制度に参加しているEUの18か国全てに有効な単一の特許とするか、従来どおり、特許権者が指定したEPC締約国において、国内特許と同じ権利を有する特許とするかを選択することができる。

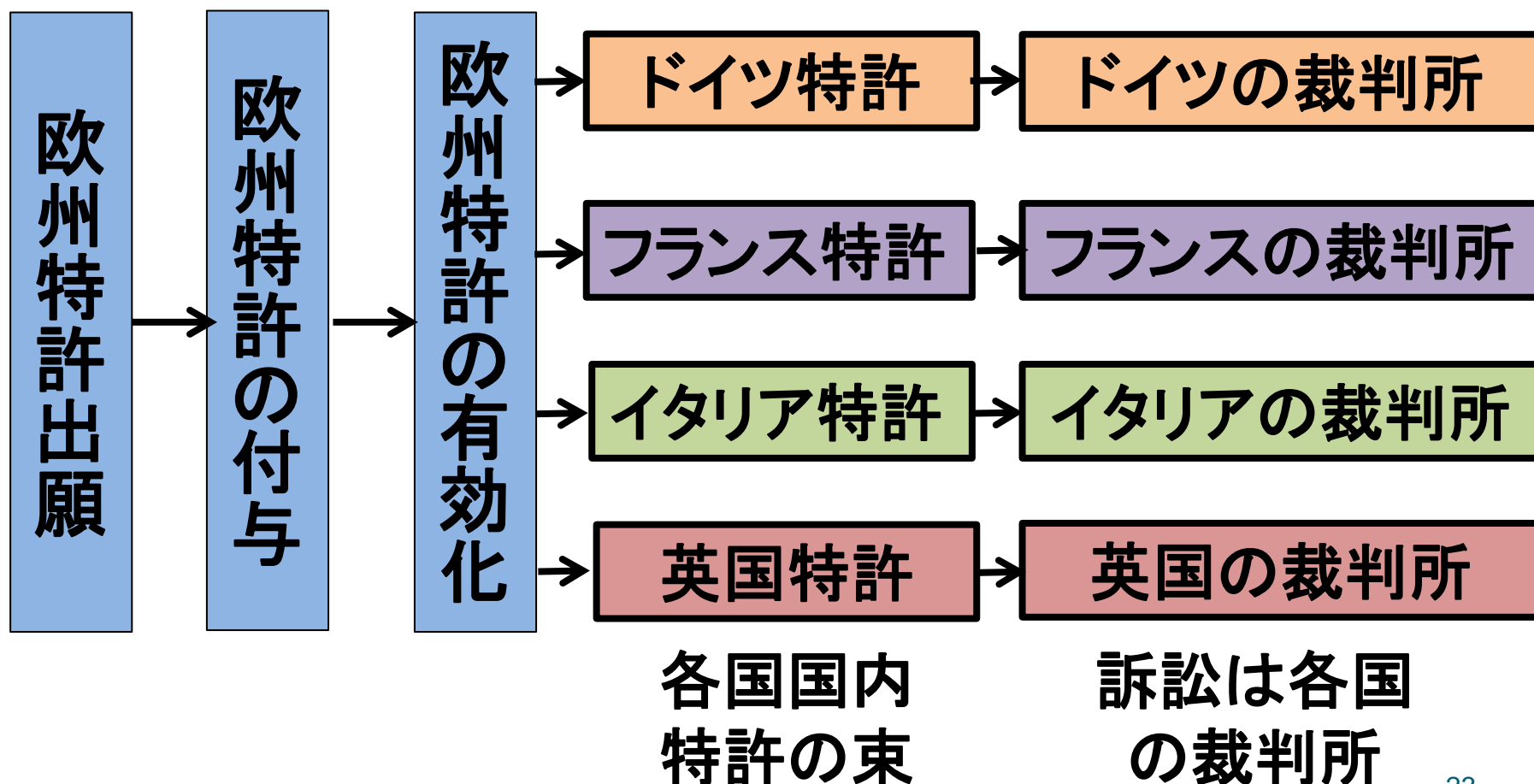
＜欧州統一特許裁判所＞

欧州統一特許裁判所 (UPC: Unified Patent Court) は、UPC協定に基づき設立された裁判所。単一効特許の侵害訴訟や無効訴訟の専属管轄で、その判決の効力はUPC協定の全ての締約国に及ぶ。

4. 広域特許条約

欧州特許と欧州統一特許の比較

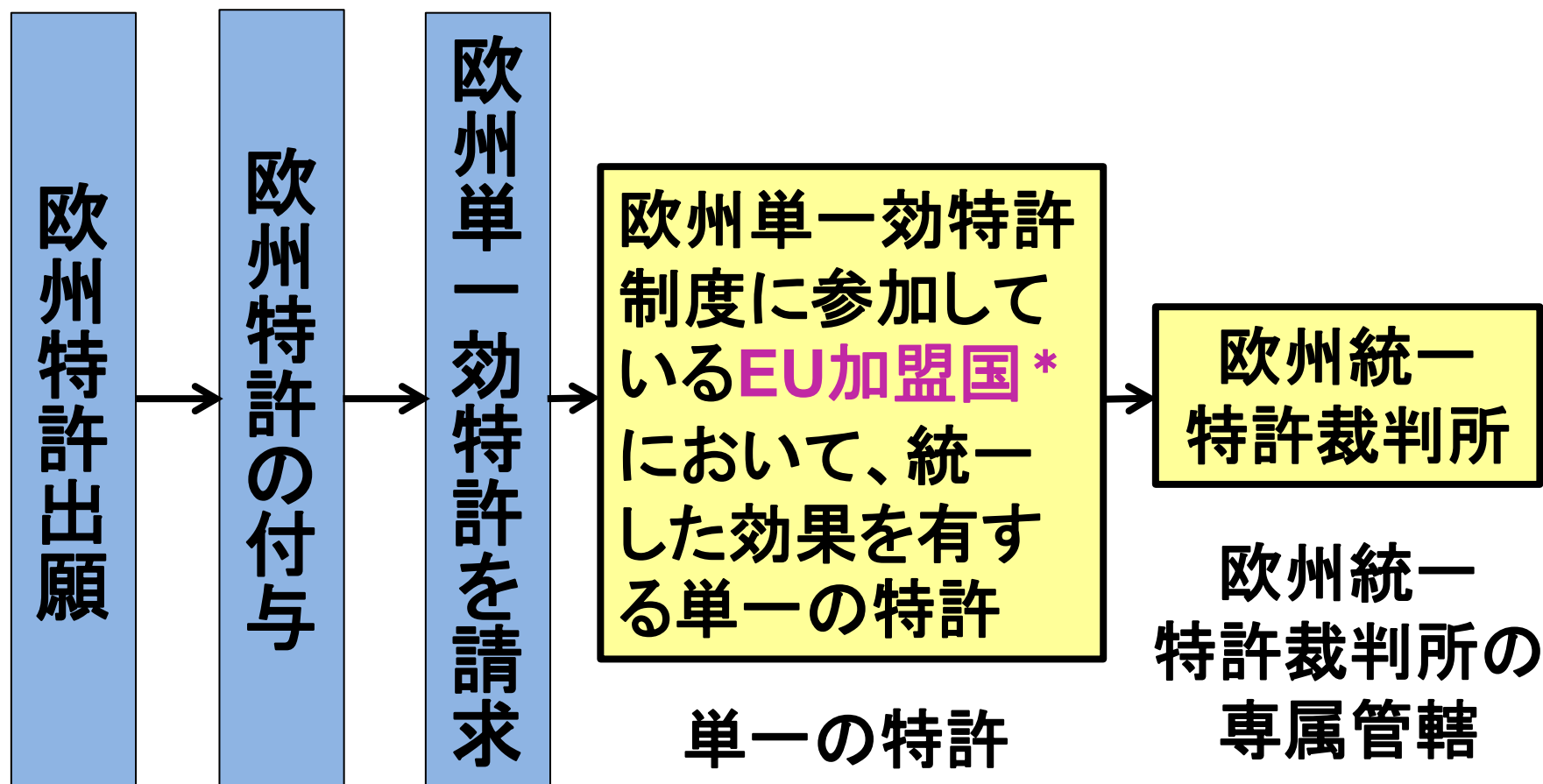
欧州特許は各国特許の束である



4. 広域特許条約

欧州特許と欧州統一特許の比較

欧州単一効特許は**一つの特許**である



* 英国はEUから離脱したので、欧州単一効特許に参加していない。

2024年11月1日時点で、EU27か国中、18か国が加盟

4. 広域特許条約

ユーラシア特許

ユーラシア特許条約(EAPC)締約国(8か国)



手続言語はロシア語

国内特許も取得可

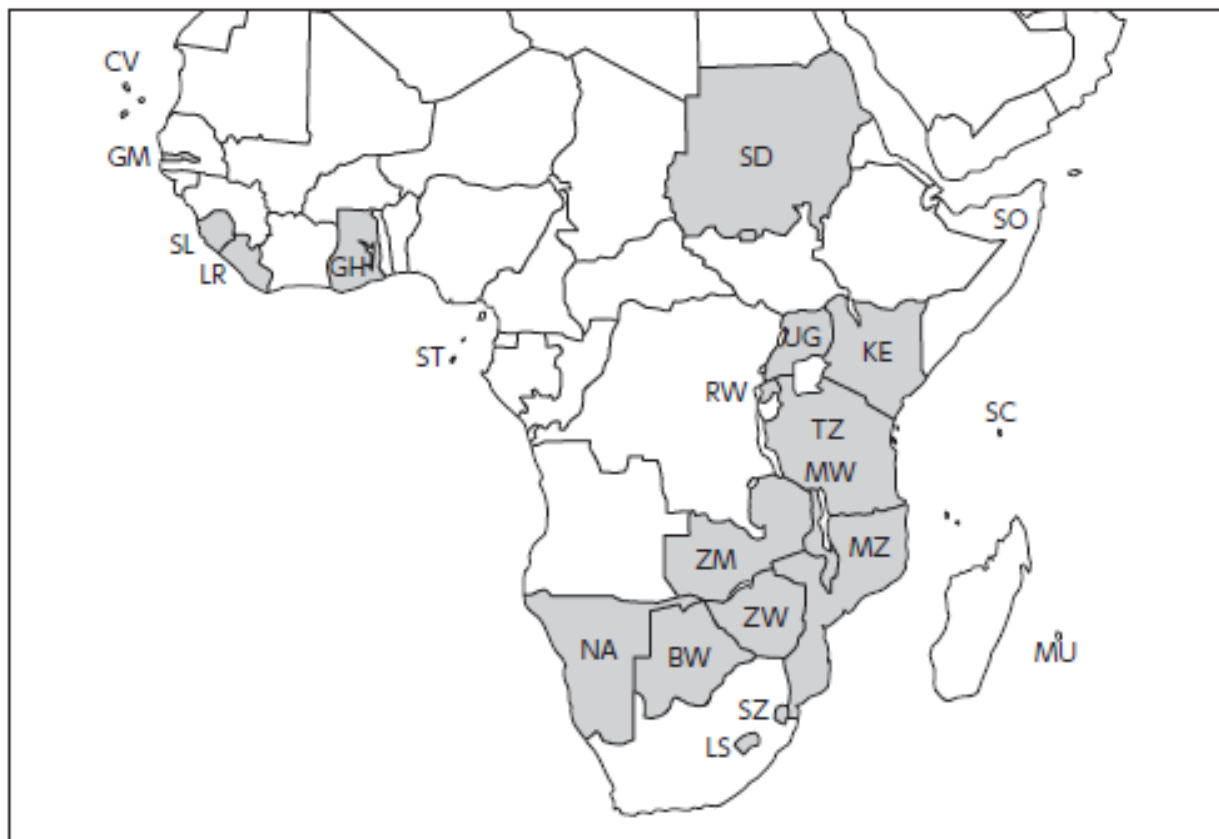
アルメニア (AM)、アゼルバイジャン (AZ)、ベラルーシ (BY)、キルギス (KG)、カザフスタン (KZ)、ロシア (RU)、タジキスタン (TJ)、トルクメニスタン (TM)

4. 広域特許条約

ARIPO特許

ARIPO:アフリカ広域知的財産機関(加盟国は22)

広域特許条約:ARIPO の枠内の特許及び意匠に関するハラレ・プロトコル



手続言語は英語

エスワティニ以外は国内特許も取得可

セーシェルとカーボベルデが2022年に加入

ソマリアとモーリシャスはARIPO加盟国だが、ハラレ・プロトコル締約国ではない
⇒PCTによって特許を取得できるのは20か国

ボツワナ (BW)、カーボベルデ (CV)、ガーナ (GH)、ガンビア (GM)、ケニア (KE)、リベリア (LR)、レソト (LS)、マラウイ (MW)、モザンビーク (MZ)、ナミビア (NA)、ルワンダ (RW)、セーシェル (SC)、スーダン (SD)、シエラレオネ (SL)、サントメ・プリンシペ (ST)、エスワティニ (SZ)、タンザニア (TZ)、ウガンダ (UG)、ザンビア (ZM)、ジンバブエ (ZW)

4. 広域特許条約

OAPI特許

OAPI: アフリカ知的財産機関(加盟国は17)

広域特許条約: OAPI設立に関するバンギ協定



手続言語は
英語とフランス語

OAPI加盟国全てが
バンギ協定締約国

広域特許のみ取得可

ブルキナファソ (BF)、ベナン (BJ)、中央アフリカ (CF)、コンゴ共和国 (CG)、
コートジボワール (CI)、カメルーン (CM)、ガボン (GA)、ギニア (GN)、
赤道ギニア (GQ)、ギニアビサウ (GW)、コモロ (KM)、マリ (ML)、モーリタニア (MR)、
ニジェール (NE)、セネガル (SN)、チャド (TD)、トーゴ (TG)

ご清聴ありがとうございました